

ハラスメント相談窓口担当者のための 初動対応・ヒアリングの 実務対応ポイント

参加費
無料

録音・録画は
ご遠慮させて
いただいて
おります。

2023年12月8日(金)
14:00~15:30(入場13:30)

講師

【特定社会保険労務士】
櫻井善英

20年以上、企業の労務管理上の諸問題解決や労働環境の整備等に従事している。「時流適応」を信条とし、時代の変遷とともに起こる、人に関する労務問題等の解決および未然防止措置を得意としている



ハラスメントに関し事業主は、「相談窓口の設置」と「相談窓口担当者が内容や状況に
じ適切に対応できるようにすること」という措置を講じる必要があります。これにより、相談窓
口担当者は通報や相談があったときには、**実際に相談者や行為者、第三者にヒアリングし
たり、確認したりしなければなりません。**これに基づきハラスメントに該当するの否かの決
定をしていくわけですから、**非常に重要な役割であり、大きな責任を負っています。**

特に初動対応を誤ったり、**ヒアリングのやり方(言葉や態度なども含めて)に落ち度があると
本事案が解決できないのみならず、大きなトラブルに発展し、実際に相談窓口として機能し
ていないとして会社の責任を問われること**になります。

今回のセミナーでは、ハラスメント相談窓口担当者が**実際に相談されたときのヒアリングの
ポイントやハラスメント事実認定のポイント**などについて分かりやすく解説いたします。

お申し込みは、右のQRコードか、

URL: <https://forms.gle/HbKBGEh2gTUkt4ip9>

にてアクセスし、申込フォームに必要事項をご入力ください。

お申し込み後、別途受講用URLとレジメデータをメールにてお送りします



社会保険労務士事務所インターフェイス

〒810-0001
福岡市中央区天神5丁目7番3号
福岡天神北ビル7階

TEL : 092-761-4048
<https://www.srinterface.com/>
<https://www.facebook.com/srinterface>